

## 1 秋田市公立大学法人評価委員会委員名簿

(委員長を除く各委員は五十音順)

役職	氏名	職名・勤務先等
委員長	平野 浩之	秋田県立大学 副理事長
委員	河野 美香子	税理士法人タクセル 税理士
委員	根田 絵美子	株式会社看板屋 専務取締役
委員	種村 知樹	日本銀行秋田支店 支店長
委員	辻 良之	秋田いすゞ自動車株式会社 代表取締役社長

## 2 令和7年度における評価委員会開催実績・予定

回	開催日	会議概要
第1回	7月8日	秋田公立美術大学第2期中期目標期間業務実績の説明、質疑 評価委員会設定の方針等の改正
第2回	8月8日	第2期中期目標期間業務実績評価書（評価委員会による評 価）（案） 令和8年度以降の評価委員会の開催方法等

### 3 地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等の特例）

第78条の2 公立大学法人は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第28条から第30条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

一 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績

2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、当該各号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第1項の評価は、同項各号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない

4 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

7 第29条の規定は、第1項の評価を受けた公立大学法人について準用する。この場合において、同条中「及び年度計画並びに」とあるのは「及び」と、「毎年度、当該」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。